

小谷村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 小谷村

事 業 名 : 小谷村簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和32年4月1日	計画給水人口	3,948 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適 (平成31年4月1日公営企業法一部適用予定)	現在給水人口	2,055 人
		有収水量密度	0.274 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 107 千m
	配水池設置数	40	
施 設 能 力	6.246 m ³ /日	施 設 利 用 率	12.3 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	※ 別紙1を参照のこと。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 20 年 4 月 1 日		

④ 組織

平成28年度現在、上下水道事業を担当する建設水道課水道係は係長1名、主査1名、主任1名の3名体制で、簡易水道事業、下水道事業(公共下水道、農業集落排水)を兼務しながら業務に従事している。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成29年3月に簡易水道統合を行い、全ての水道施設(簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設 18か所)を小谷村簡易水道とする統合を実施した。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙 経営比較分析表を参照。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の給水人口推移をみると、継続的に減少している。現状では、観光人口増加による給水人口の増加も見込めず減少するものと予想される。

(2) 水需要の予測

水需要については、当村においては定住人口のほか、観光人口による水需要が大きい時期があったが、現在では観光人口による水需要の増も見込めず、今後は減少するものと見込まれる。

(3) 料金収入の見通し

平成29年4月から簡易水道統合により、簡易水道に飲料水供給施設、簡易給水施設の料金も統合されるため、特別会計としての料金収入は増加するが、少子高齢化による人口減少は避けられず、今後も減少することが見込まれる。

(4) 施設の見通し

現在、当村においては一部40年を経過した簡易水道において基幹改良事業として導水管布設替工事を実施している。他の施設でも古い施設は50年を経過している。今後とも国庫補助事業等を検討しながら、老朽化施設の更新を計画的に行う必要がある。

(5) 組織の見通し

未検討

3. 経営の基本方針

今後給水人口、給水需要の減少が見込まれ、料金収入の減少も見込まれるなか、安定的な給水の確保と施設管理を維持するため、料金水準を勘案したうえで、計画的な維持管理を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現在の水道施設を安定的に維持管理するため、適切な修繕管理と適切な時期の更新を行う。
-----	---

平成26年度から29年度にかけて、中土簡易水道導水管布設替工事を実施しており、他施設についても計画的な維持管理ができるよう、計画的な投資実施のための管理計画の策定を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	平成29年度まで国庫補助事業実施により、国庫補助金、地方債等を財源とした建設改良費が増加しているが、その後については料金減少の傾向は避けられないため、効率化を図り、適正な収支均衡を図る。
-----	---

水道料減少を補うため、基金取り崩しも実施しているが、料金の確実な徴収の実施と漏水調査等による有収率の向上に努める。
現在、新たな水道施設への投資を見込んでいないため、当面は公営企業法適化のための起債が必要となる。平成31年4月より公営企業法適化したうえで経営状態の確かな把握に努め、必要に応じ料金等の検討を進める。また、平成26年11月に発生した長野県神城断層地震により水道施設が大きな被害を受けたことから、防災、耐震等の施設についての改善検討も進めていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

当村の地形的条件により、既存水道施設のさらなる統合による合理化は望めないが、個々の施設ごとの点検により経費の削減を図っていく。
①委託料 委託料については、水質検査、電算保守委託等を民間委託しているが、現状の委託料削減も厳しく、また規模が小さいため包括的民間委託等は効果が期待できない。
②修繕料 修繕については施設の老朽化も進み年々増加の傾向にあるが、施設の安定的維持管理のためにも適正な修繕を時期を逃さず実施しなければならず、削減も厳しい状況である。引き続き適正な修繕に努める。
③動力費 現在の施設の適正な運用に努めると共に電力会社の制度等にも注視し、減少可能部分の削減に努める。
④人件費 本村の給与規定により、1名の職員を算出している現状であり、削減等は望めない。
その他の歳出についても、必要性の検討をすすめ効率化を進める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	未検討
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	未検討
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	未検討
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	未検討
広域化	未検討
その他の取組	未検討

② 財源について検討状況等

料 金	人口減少等により料金収入の減少が見込まれるが、状況に応じた検討も必要である。
企 業 債	庄、施設改良等の財源、公営企業法適化移行のための財源としているが、今後の施設整備等にも有効な財源として検討が必要である。
繰 入 金	現在は、起債償還目的、災害復旧事業の財源繰入を行っているが、今後法適化による減価償却費等の費用増加に対しては状況により検討が必要である。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特に検討していない。
その他の取組	事業実施にあたっては、国庫補助や有利な企業債借入等の検討が必要。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	水質検査、電算機器の保守委託等の委託料であり、効率的な運用に努めるとともに、今後の活用について検討する。
修 繕 費	施設の安定的な維持管理のためにも適正な修繕を実施するとともに、計画的な修繕計画等を検討する。
動 力 費	効率的な運用に努めるとともに、更なる削減について検討する。
職 員 給 与 費	本村の給与規定による。
その他の取組	料金の収納向上に努めるとともに、効率的な施設更新による経費削減を検討する。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行うと共に5年ごとの見直しを行う。また、平成31年4月を予定している公営企業法適化後にも見直しを検討している。
-------------------------	--

経営比較分析表

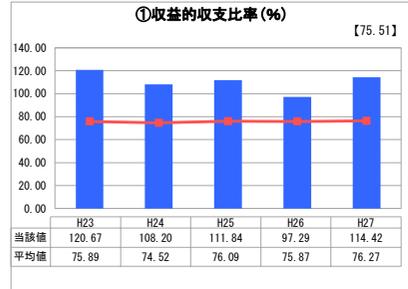
長野県 小谷村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	67.75	3,423

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,092	267.91	11.54
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
2,055	11.97	171.68

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



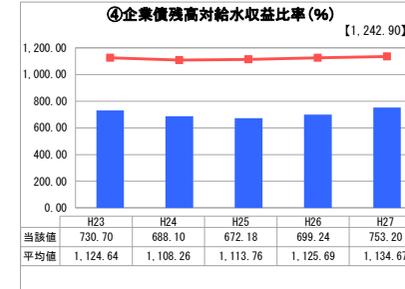
「単年度の収支」



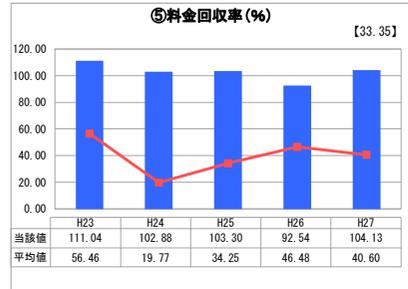
「累積欠損」



「支払能力」



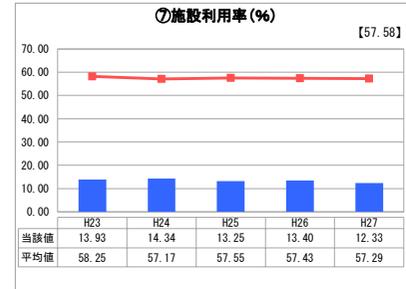
「債務残高」



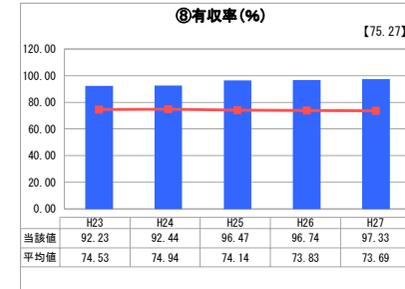
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

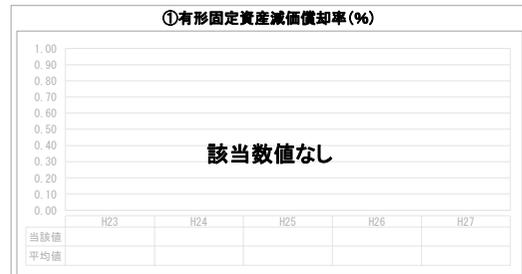


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

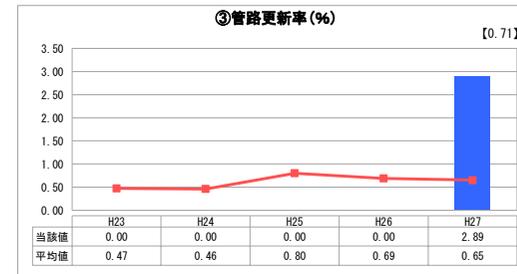
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

簡易水道事業においては、水道使用料を中心とした収益を基に収支を組んでおり、一般会計からの繰入も目的により行っているが、人口減少と施設老朽化対応等により収入減少、歳出増が見込まれる。また、平成26年11月発生の長野県神城断層地震の復旧には多額の一般会計繰入がなされており、大規模災害により健全性は低下している。来年度から簡易水道統合により、小規模な飲料水給水施設、簡易給水施設の簡易水道への統合が予定されており、収入の少ない中で健全性、効率性は低下が見込まれる。

2. 老朽化の状況について

現在、7簡易水道を運営しているが古い施設では50年を経過する施設がある。一番新しい簡易水道でも約20年が経過することから、今後施設の改修等の大幅増加が見込まれる。平成26年度より一部簡易水道の基幹改良（導水管布設替工事）を行っており、平成27年度で完成した部分があることから管路更新率が表示されている。現在も、工事を継続しており平成29年度中の完成を目指している。今後他の水道施設についても大規模改修が必要であることから、国庫補助等を利用した改修は不可欠である。

全体総括

本表においては、収益的収支比率や企業債残高対給水収益比率、料金回収率、給水減価、有収率の各グラフは類似団体平均値より健全又は平均値に近い数値で一定を保っているが、平成26年度からは大規模改修が始まっており、国庫補助事業を活用していくものの起債借入が大きく生じている。災害復旧事業には一定のめどがついたものの、簡易水道統合等水道事業をめぐる環境は大きく変化が予想されている。また、人口減少による収入減少が見込まれることから、経営環境は悪化することが予想される。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	74,051	71,149	81,513	80,700	81,000	80,700	80,900	81,100	81,300	81,000	81,200	81,400	
		(1) 営 業 収 益 (B)	71,277	65,834	78,278	78,250	78,250	77,750	77,750	77,750	77,750	77,250	77,250	77,250
		ア 料 金 収 入	66,870	65,336	78,000	78,000	78,000	77,500	77,500	77,500	77,500	77,000	77,000	77,000
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	4,407	498	278	250	250	250	250	250	250	250	250	250
		(2) 営 業 外 収 益	2,774	5,315	3,235	2,450	2,750	2,950	3,150	3,350	3,550	3,750	3,950	4,150
	2 総 費 用 (D)	(1) 営 業 費 用	23,855	31,152	28,520	32,620	28,220	30,520	28,720	27,530	29,630	29,230	30,530	30,730
		ア 職 員 給 与 費	4,147	4,708	6,520	6,620	7,220	7,520	7,720	6,530	6,630	7,230	7,530	7,730
		イ そ の 他	19,708	26,444	22,000	26,000	21,000	23,000	21,000	21,000	23,000	22,000	23,000	23,000
		(2) 営 業 外 費 用	10,071	9,256	8,487	8,600	8,750	8,860	8,950	9,050	9,150	9,250	9,530	9,320
		ア 支 払 利 息	10,071	9,256	8,487	8,600	8,750	8,860	8,950	9,050	9,150	9,250	9,530	9,320
		イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		40,125	30,741	44,506	39,480	44,030	41,320	43,230	44,520	42,520	42,520	41,140	41,350	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	138,071	69,280	125,007	23,455	10,700	10,850	10,950	11,050	11,150	11,250	11,350	11,450	
		(1) 地 方 債	64,700	20,000	91,000	12,900								
		イ そ の 他												
		(2) 他 会 計 補 助 金	9,307	25,364	12,070	10,555	10,700	10,850	10,950	11,050	11,150	11,250	11,350	11,450
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	64,064	8,916	21,937									
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他		15,000											
	2 資 本 的 支 出 (G)	187,104	86,379	182,400	60,506	52,923	50,480	52,171	53,621	51,000	52,200	50,520	50,520	
		(1) 建 設 改 良 費	156,312	54,600	131,000	28,000	15,000	11,000	9,000	10,000	9,500	10,300	10,500	11,000
		イ そ の 他												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		30,782	31,779	31,400	32,506	37,923	39,480	43,171	43,621	41,500	41,900	40,020	39,520	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他	10		20,000											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 49,033	△ 17,099	△ 57,393	△ 37,051	△ 42,223	△ 39,630	△ 41,221	△ 42,571	△ 39,850	△ 40,950	△ 39,170	△ 39,070	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 8,908	13,642	△ 12,887	2,429	1,807	1,690	2,009	1,949	2,670	1,570	1,970	2,280
積 立 金 (K)	5,100	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
前年度からの繰越金 (L)	17,035	3,027	15,669	782	1,211	1,018	708	717	666	1,336	906	876
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,027	15,669	782	1,211	1,018	708	717	666	1,336	906	876	1,156
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	2,822	15,000										
実 質 収 支 黒 字 (P)	205	669	782	1,211	1,018	708	717	666	1,336	906	876	1,156
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	87	100	81	88	91	96	99	86	98	98	98	96
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	71,277	65,834	78,278	78,250	78,250	77,750	77,750	77,750	77,750	77,250	77,250	77,250
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	503,664	491,885	551,485	518,979	481,056	441,576	398,405	354,784	313,284	271,384	231,364	191,844

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	2,728	2,315	2,121	2,200	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900
うち基準内繰入金	2,728	2,315	2,121	2,200	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900
うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分	9,163	24,534	12,070	10,555	10,700	10,850	10,950	11,050	11,150	11,250	11,350	11,450
うち基準内繰入金	7,319	7,944	7,849	7,900	7,980	8,200	8,350	8,460	8,540	8,640	8,520	8,450
うち基準外繰入金	1,844	16,590	4,221	2,655	2,720	2,650	2,600	2,590	2,610	2,610	2,830	3,000
合 計	11,891	26,849	14,191	12,755	13,200	13,550	13,850	14,150	14,450	14,750	15,050	15,350

別紙 1 (小谷村水道料金表) 【月額】

区分		口径 (mm)						
		13	20	25	30	40	50	75
基本 料金	基本水量	m ³ 10	m ³ 15	m ³ 20	m ³ 30	m ³ 40	m ³ 50	m ³ 60
	料金	円 1,892	円 2,900	円 3,610	円 5,677	円 8,516	円 11,355	円 14,194
量水器使用料		円 277	円 308	円 359	円 432	円 503	円 2,057	円 2,365
従量 料金	使用量				料金			
	基本量を超え	1～30 m ³			1 m ³ につき		154 円	
	基本量を超え	31～80 m ³			1 m ³ につき		185 円	
	基本量を超え	81 m ³			1 m ³ につき		236 円	